

大正7年開発の浜寺住宅地とその屋敷地構成について

吉田高子

On the Development Plan of the Hamadera Residential Suburb and Block Planning in the Taisho Era

Takako YOSHIDA

The Hamadera Residential Suburb was developed in 1918. The Planning and the process was clarified from archives, some old photograph and drawings of 52 residences. The block pattern was diverse in each site area and form. The layout of each villa like residence was grouped into two patterns. The one is in the center of the cite, and the other is in the one side, faced the street. The external wall and window of the kitchen faced and opened on the street.

The Dozo (mud wall store house) was in the one side or one corner in the cite.

Key words : Hamadera Residential Suburb, Archives, Block pattern, Layout of residence, Dozo

はじめに

近代に成立した郊外型住宅は、中産階級住宅の基本的形態に、がると考えられ、それは次第に多数の郊外型住宅の建設・普及に至る。それらは郊外住宅地の開発に伴う場合が多いが、住宅の建築年代を確定し系統的・地域的に把握することが必要であるが、その初期的形態についてもほとんど報告されていない¹⁾。

堺市浜寺住宅地は、大正7年(1919)南海鉄道「濱寺公園駅」の陸側(東方)に濱寺土地株式会社(以後、浜寺土地(株)と記す)により開発された。浜寺土地(株)は大阪市中の裕福な商人を対象とした別荘風郊外住宅の建築、分譲を目指したもので、浜寺土地(株)については、地元資本の土地会社による住宅地開発の事例的研究として報告がなされ、昭和5年(1930)5月浜寺土地

建築学科

平成16年5月22日受理

画整理組合を結成し浜寺住宅地開発を進め、また良好な住宅地環境を維持するため昭和8年(1933)には戦略的に「空地地区」を導入したとしている²⁾。

本稿では先稿に続き³⁾、大正7年から始まる浜寺住宅地の開発の状況を、開発に関わる資料と住宅地の現況を照合し、復原・検証しようとするものである。

関係書類⁴⁾については、浜寺土地(株)所有の大正7年住宅地開発資料と、住宅建設・販売時資料としては大正8年から昭和初期に至る間に浜寺土地(株)経営地に建築した別荘風分譲住宅の図面(配置図・平面図・立面図)が多数残されている。また、当地区は現在も整然とした屋敷町の面影を留めており、当初の住宅も近年まで多数が存在していたが、次第に姿を消しつつある⁵⁾。

1. 住宅地開発前の浜寺町

泉北郡浜寺町(現・堺市)と高石町(現・高石市)に跨る白砂青松の海浜は、和泉国大鳥郡の高師浜の一部で古くからの景勝の地として知られており、明治6年(1873)には日本初の公園に指定された。しかし公園内

は明治21年(1888)に海濱院という紳士の共同別荘が建つみの無人の松原であったという。⁶ 浜寺公園の発展は南海鉄道の開通と浜寺公園駅の設置に伴うものであった。

1) 南海鉄道

明治17年(1886)6月、松本重太郎により堺と大阪を結ぶ私鉄「阪堺鉄道会社」として創設、明治30年(1897)10月堺と和歌山を結ぶ「南海鉄道」を併合して設立され、「南海鉄道本線・浜寺公園駅」も開設された。明治40年(1907)8月には難波・浜寺公園間を電化・複線により、電車は10分間隔で運転された。⁷ この年に当初の簡素な駅舎に代わり現存の浜寺公園駅舎⁸が辰野・片岡建築事務所⁹により建築されたが、駅舎はいずれも浜寺公園側(浜側)を正面としていた。

また、浜寺公園駅のさらに西方(浜側)には、阪堺電気軌道「浜寺駅前駅」が設けられた。「阪堺電気軌道」は明治42年(1909)12月、片岡直輝¹⁰ら24人が発起人となり設立され、明治45年4月には大阪・恵比須町から浜寺駅前まで開通した。阪堺電気軌道は大正4年(1916)3月、南海鉄道と合併し南海鉄道・阪堺線となった。これにより浜寺町は、南海鉄道本線と阪堺線の2本の路線で大阪と直結することになり、郊外住宅地としての交通条件は十分に整ったことになる。

2) 浜寺公園

明治30年の浜寺公園駅設置により、公園内に一力樓・壽命館などの料亭が設けられ遊覧客も増加した。明治37・8年には日露戦争のロシア人捕虜収容所を高師浜に設けたため、見物客なども増加し、公園内に食堂(矢津子・湖月・鳥菊など)、西洋料理店(14坪・2階建・洋風建物)を大阪ホテルに経営させるなどした。捕虜収容所は明治39年2月に閉鎖し、先の西洋料理店は未だ嗜好が馴染まず業績不振のため、明治41年11月「ピヤホール」に改め、さらに2階を増築し、撞球と囲碁倶楽部を併設した。

明治39年7月には浜寺海水浴場を開設し、海水浴客は増加すると共に、陸上遊具としてブランコ・メリーゴーランド、大正3年には海上ブランコ・ウォーターシュートなど整い楽しめるところとなった。

明治41年7月関西中等学校庭球大会を開催すべく、浜寺公会堂前にテニスコートを創設した。¹¹

明治末年には公園内に20~30戸の住居・別荘が建ち、浜寺は大阪の行楽地・別荘地として知られていった。この頃の状況については、明治39年大阪上本町7丁目から浜寺海岸に居を移した片岡安の「余の住居について」によって知ることができる¹²。

住居を都会の真ん中に選ぶ事は、今日では時代遅れとなって居るが、自分も大阪市内の生活を嫌い浜寺はその時代の地相が健康に適し光線、通風、井水共に清浄を極め海水浴に便であったため、その頃電灯もなく電話も開通していない純然たる田舎の生活であった。

このように当時の浜寺町は、公園駅表側(西方)は海岸公園の別荘地であると共に大阪には鉄道でつながり、通勤や居住の自然環境は整っていたが、都市的設備は未だ不十分であった。一方、浜寺公園駅裏側(東方)は未だ旧村と田畑が広がるのみであった¹³。

2. 浜寺土地(株)の住宅地開発状況

1) 開発当初の状況

明治以前の濱寺の状態を示すものとして「和泉国大鳥郡東下村・山内下村・西下村 右三下村之圖面控」がある。これに明治17年の地形図(1/20000)を照合すると、大鳥郡下村であり、下村の西方の田畑であったことがわかる。この地は西に濱寺海岸が広がり、紀州街道が南北に走っていた。東方向には大鳥神社につながっている。

大正7年(1919)8月、紀州街道に並行して敷設された南海鉄道「浜寺公園駅」前東の下村西方の田畑が、浜寺町¹⁴住宅地として浜寺土地(株)により開発された。浜寺土地(株)設立当時の役員は、取締役社長橋本喜作、取締役寺田楠一・松井貢・吉田定治郎・古藤増治郎、監査役外山捨造・田中道登・平山久吉の8人で地元出身の役員を主体とした¹⁵。

なかでも寺田楠一は昭和5年(1930)5月に設立された「濱寺土地地区画管理組合」の組合長をつとめた浜寺の地主の一人で、明治37年(1904)7月東京帝国大学農科大学農学実科を卒業、盛岡高等農林学校助教授をへて、大阪府立農学校教諭(明治42年3月~同44年4月)を務めた人物で、土地改良事業・水利に詳しかったものと考えられる。

「濱寺土地株式会社」所蔵の開発当時資料として、表一1に示したように、大正7年8月~大正8年12月の

写真17枚がある(図-1)。

浜寺土地(株)経営地(以後、経営地と略す)を写したもので日付と説明書きがある。

①大正7年8月1日「経営地ノ一部」は最初期の写真で、整地前の経営地と道路とその脇に電柱が立つ情景が写されている。

②同年11月16日「経営地の入口」には、「濱寺土地

「濱寺土地株式会社経営地」 経営地開発 大正7年8月1日～大正8年12月1日		
番号	写真説明文	撮影内容
写-1	経営地ノ一部	大正7年8月1日 電柱あり
写-2	経営地入口	大正7年11月16日 「濱寺土地株式会社経営地」の標識柱あり
写-3	経営地一部	大正7年11月16日
写-4	濱寺土地株式会社地鎮祭	大正8年1月16日
写-5	濱寺土地株式会社経営地	
写-6	経営地一部地上ケ所	「濱寺土地株式会社経営地」の標識柱あり
写-7	地上ケ土工事過半出来當時之實況(其一)	大正8年6月29日
写-8	地上ケ土工事過半出来當時之實況(其二)	大正8年6月29日
写-9	い第一号 第二号住宅竣工	大正8年12月1日 南側より
写-10	い第一号住宅	東側より
写-11	い第二号住宅竣工	大正8年12月1日 南側より
写-12	い第二号住宅	玄関脇に煙突のある洋間あり
写-13	い第二号住宅	西・北側より
写-14	い第二号住宅	東側より
写-15	い第二号住宅	南側より
写-16	い第二号住宅	縁路側(西側)より望む 「濱寺土地株式会社経営地」の標識柱あり
写-17	い第二号住宅	

「清風雅會」 開催年月: 大正11年7月 会場: 濱寺土地会社修竹居・宮本氏別業地		
番号	写真説明文	撮影内容
写-18	第一、二席会場 第一席休憩室	住宅① 洋間(椅子・テーブル・カーテン) 洋間の屋上
写-19	同 舞台休憩室	
写-20	第一、二席会場	
写-21	同 舞台休憩室	住宅②(13号住宅) 和風玄関と煉瓦造(?)洋間 外観、和風の門と屋根付き欄干、主屋
写-22	第三、四席会場	
写-23	第三席 煎茶席	住宅③(15号住宅) 座敷室内 外観、和風の門と屋根付き欄干、主屋 座敷室内
写-24	第五席会場	
写-25	第五席 抹茶席	
写-26	同席 軸物展覧	

表-1 「濱寺土地株式会社経営地・清風雅會」アルバム

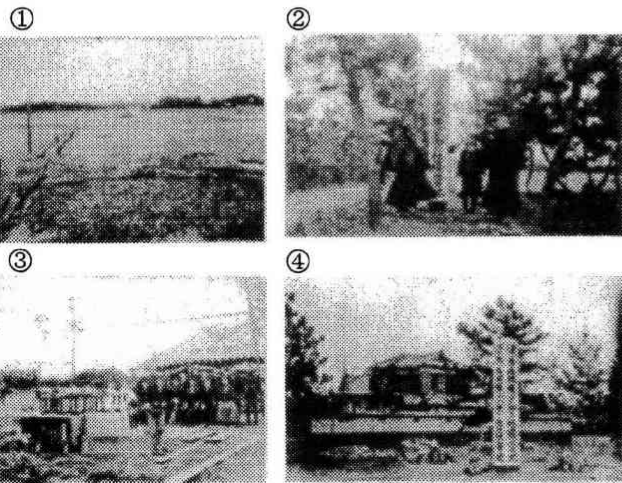


図-1 経営地開発状況

株式会社」と記された標柱が建っており、経営地の開発が進んでいたことがわかる。

③大正8年1月16日「濱寺土地株式会社地鎮祭」は浜寺土地(株)経営地の地鎮祭の記念撮影である。

④同年6月29日「地上ケ工事過半出来當時之實況(其一) 大正八年六月二十九日」は、地上げなど住宅地としての土地改良工事を写したものである。

このように大正8年1月16日の経営地地鎮祭を挟んで、大正7年8月1日から大正8年6月29日まで経営地開発に伴う畑地から住宅地への土地整備工事が進められた。

また大正8年12月1日には、浜寺土地(株)による最初の住宅2棟が竣工したことがわかる。(「い第一号 第二号住宅竣工 大正八年十二月一日」)

2) 「清風雅會」と経営地住宅

また、大正11年7月の写真9枚は、竣工後の経営地住宅で催された清風雅會を写したものである。(図-2)「於濱寺土地会社の修竹居宮本氏別業其他以」と説明されており、会場となった宮本氏別業ほかの住宅外観・室内が写されている。清風雅會は清風會の社交倶楽部で茶会・歌会などが催され、その会員は「濱寺の地に縁のある著名人も含めて組織化された」とあり片岡安の名も見られる¹⁶。片岡安は大正5年(1917)関西建築協会を創立するとともに大阪市都市改良計画調査会委員となるなど、都市・都市改良計画に大きい関心を寄せていたが、大正4年既に濱寺から京都伏見桃山に居を移している片岡安が清風會会員であったことは濱寺経営地の開発に関与していたことを窺わせる。

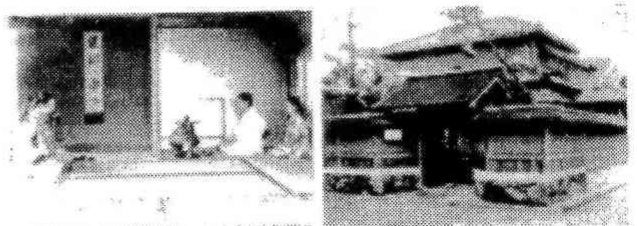


図-2 清風雅會と会場住宅

これら大正10年8月当時の浜寺土地(株)の開発状況は、大阪市社会部調査課『在本市及郊外土地建物會社調査』¹⁷にも次のように記されている。

鳳街道を中心とし濱寺公園に接する地域三七〇〇〇坪を有す敷地一五〇坪乃至二〇〇坪に延建坪五〇坪乃

至七〇坪の別荘風住宅を建築し既に一〇戸は二萬圓乃至三萬二千圓にて賣却せり目下更に四戸建築中

このことから開発面積は 37,000 坪、住宅敷地面積は 150 坪～200 坪、延建坪 50～70 坪で、その住宅は別荘風住宅であること、すでに 10 戸は 2 万円から 3 万 2 千円で売却済み、目下、更に 4 戸を建築中であるというから、2 年間で計 14 戸の住居が建築された状況あったことがわかる。

3. 住宅地開発計画

1) 経営地の範囲と街区計画

濱寺土地(株)経営地の大正7・8年の開発範囲は「泉北郡濱寺町全図」¹⁸(昭和14年)の浜寺町の開発状況と比較することにより現在の浜寺昭和町4丁目・5丁目に相当することがわかる。『在本市及郊外土地建物會社調査』に記された開発面積 37,000 坪はほぼこの範囲と照合できる。

明治17年の地形図¹⁹と比較すると、南北に走る紀州街道と小栗街道を東西に繋ぐ旧道は浜寺昭和町2丁目・3丁目境となる東西街路となっており、経営地北端の浜寺昭和町3丁目・4丁目境街路(①通り)は東に伸び、浜寺公園駅から下村の南端に通ずる道となっており、経営地南端は高石町境である。

鳳街道が経営地の東西方向中央街路(⑤通り)として、また紀州街道より東方の大鳥神社へ向かう直線道路として開発された。経営地西端は線路沿いの南北街路(A通り)で、東端は下村(浜寺元町)沿いの少林寺浜寺線(I通り)である。

この経営地の街区計画を1/2500の地形図と実測により検討すると構成寸法²⁰が次のように知られる。(図-3)(表-2)(表-3)

街路は東西方向の鳳街道(但し約20度東南に傾きを持つ)を基準軸とし格子状に配されている。

東西方向街路は①通りより⑧通りまで8本とするが、西端A(線路沿い)より東端B(浜寺元町沿い)まで通る街路は4本(①・③・⑤・⑦通り)で、これらの幅員6間の⑤鳳街道(歩道をもつ)をはじめ①・③・⑦通りは幅員2.25～3間と広くしている。他の4本の街路(②・④・⑥・⑧通り)は南北街路を部分的に繋ぐ路で幅員2間である。

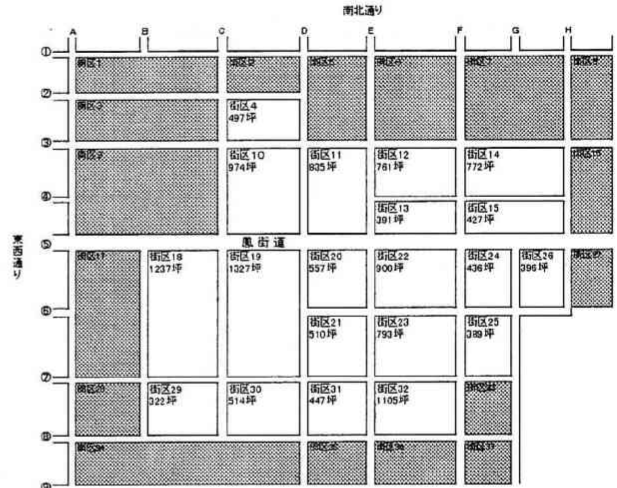


図-3 街区配置と街区面積 1間=6尺5寸

	通り	街路幅(間)	備考・街路長さ(間)
東西通り	①	2.25	
	②	2	A～D通り間 2街区 65
	③	3	
	④	2	E～H通り間 2街区 71
	⑤(鳳街道)	5.75	歩道1間
	⑥	2	D～H通り間 3街区 101
	⑦	2.5	水路あり
	⑧-1	2.25	A～C通り間 2街区 55
南北通り	-2	2	C～E通り間 2街区 50
	-3	2.5	E～F通り間 1街区 35
	A	3	
	B	2.25～2	⑤～⑧-1通り間
	C	2	
	D	1.5～2～2.5	
	E	2.75	
	F	2	水路1間
G	2	⑤～⑦通り間	
H	3	⑤～⑥通り間	
I	3.5	少林寺・浜寺線(歩道1.5間)	

表-2 街路幅員 1間=6尺5寸

D通り		③-⑤		⑤-⑥	⑥-⑦	⑦-⑧
南北	②-③	③-④	④-⑤			
真々寸法	21	41		30.5	26	24
内法寸法	18.75	36.5		25.25	23.25	19.75

⑤通り		A-B	B-C	C-D	D-E	E-F	F-G	G-H
東西		24.75	26.75	29.25	25.25	37.5	20.25	17.75
真々寸法		22.75	24.25	26	22	33.75	16.75	15.25
内法寸法								

表-3 街区寸法 1間=6尺5寸

南北街路は東西両端の2本(B・G通り)以外の7本(A・C・D・E・F・H通り)はすべて北端の①通りから南端の⑧通りまで通る路である。東端の少林寺浜寺線(I通り)は⑤鳳街道と同様6間幅(歩道をもつ)であるが、西端線路沿いA通りと東端H通りの幅員は3間、南北方向中央街路となるE通りは2.75間とするが、その他は2間であることから、経営地の街路幅は東西・南北ともに2間を基準としたことがわかる。(表一2)

またG通りと⑦通りには1間幅の排水溝があり悪水を海に直配しているが、「和泉国大鳥郡東下村・山内下村・西下村 右三下村之圖面控」に描かれた水路を生かしたとも考えられる。

街区真々寸法も意識的に変えているようで、東西方向は16.5間~38.5間、南北方向は55.5間~12.5間と様々な寸法を採っている。そのため街区の形状・面積も様々なものとなり、街区敷地数も多種類で、各屋敷地規模も広狭様々なものを生み出すこととなった。

そのため街路に面する門の方向も一定せず、町通りは整わなかったが、計画的住宅地に見られる単調さと画一性を排除し、面的な纏まりを持つ町を形成しようとしたことが窺える。

4. 屋敷構成の特徴

1) 屋敷地と道路

浜寺住宅図面52件については、屋敷地の形状もほぼ正確に記されていることは、現存屋敷との照合によっても確かめることができる。

図面の敷地の外枠には家相図を兼ねたと思われる24方位が細かく刻まれている。さらに浜寺住宅地の方位が、北から20度ほど東に傾いていることもあり、屋敷地内にも方位記号が記されている。また門と共に玄関、勝手口に至るアプローチも描かれている。門・塀・庭園などの外構についても、先の古写真帳にある浜寺土地(株)の第一号・第二号住宅竣工時の外観写真から、分譲当時から用意されていたことが推察される²¹⁾。

各屋敷地と道路との関連を見ると、屋敷地への入口方向(門の向き)は表一4のように知ることができる。主門の方向を配置図によって判別すると52件中、西入り19件と最も多く、東入り13件、北入り11件で、南入りは9件と少ないことがわかる。特に第I期では東また

建築年代	整理番号	住宅番号	敷地面積	門の向き				屋敷内主屋配置		街路面積
				東側	西側	南側	北側	厨房街路直面型	中央配置型	
第I期	1	なし								
	2	ろ-4号	149坪 5 0	○					○	
	3	い-3号	206坪 3 0	○					○	
	4	ろ-2号	154坪 5 0		○				○	○
	5	ろ-3号	146坪 1 0	○					○	○
	12	ろ-1号	158坪 8 2		○				○	○
	6	10号	190坪 9 9		○				○	
	7	11号	175坪 4 0			○			○	
	8	12号	215坪 2 8				○		○	
	9	13号	175坪 4 0		○				○	
	10	15号	126坪 6 2	○				○		○
11	16号	136坪 0 0	○					○		
第II期	13	20号	136坪 0 0	○					○	
	14	19号	202坪 0 0		○				○	
	15	21号	210坪 0 0				○		○	○
	16	24号	142坪 4 9				○	○		
	17	23号	169坪 9 2		○			○		
	18	25号	149坪 1 5			○			○	
	19	26号	140坪 1 3				○		○	○
	20	28号			○				○	
	21	なし			○				○	
	22	30号	140坪 7 0	○				○		
	23	27号	113坪 8 5		○			○		
	24	31号	180坪 0 0		○			○		
25	32号			○			○			
26	33号	128坪 8 0				○	○			
27	36号	105坪 5 8	○					○	○	
28	35号	165坪 6 3			○			○		
29	37号	153坪 3 7				○	○			
30	なし				○			○		
32	38号	190坪 1 0				○	○		○	
第III期	31	50号	106坪 6 5				○		○	
	33	51号					○		○	
	34	なし	93坪 3 7				○		○	
	35	52号	112坪 5 7		○			○		
	36	55号	124坪 0 0				○		○	
	37	56号	193坪 3 4		○			○		
	38	58号	127坪 8 1		○				○	
	39	57号	123坪 7 5		○				○	
	40	61号	126坪 7 5				○	○		
	41	65号	104坪 3 0	○					○	
42	66号	92坪 0 0				○		○		
43	なし				○			○		
44	70号			○				○		
45	72号	131坪 8 2	○					○		
46	67号	149坪 7 6				○		○		
47	なし				○			○		
48	73号	137坪 9 3		○			○		○	
49	なし			○				○	○	
組合期	50	2区1号	101坪 0 0		○				○	
	51	2区2号	102坪 0 0		○				○	
	52	2区5号			○				○	
合計				13件	19件	9件	11件	15件	37件	10件

表一4 街路と屋敷地

は西入りの敷地が12件中10件と多い。

2) 屋敷地内主屋配置と道路

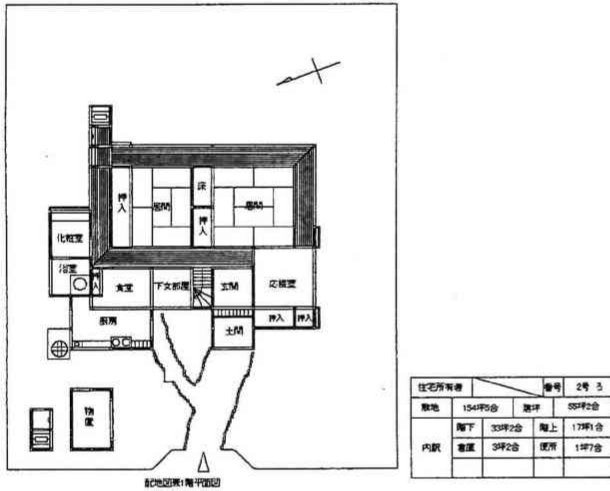
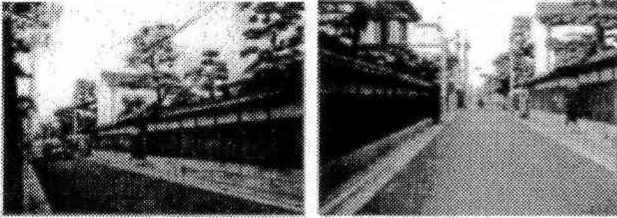
屋敷内の建物配置状況を特に主屋と道路位置関係により、次のように分類することができる。

① 主屋の外壁が道路に接せず、屋敷内の中央に配置されるもの(中央配置型とする)(図一4)

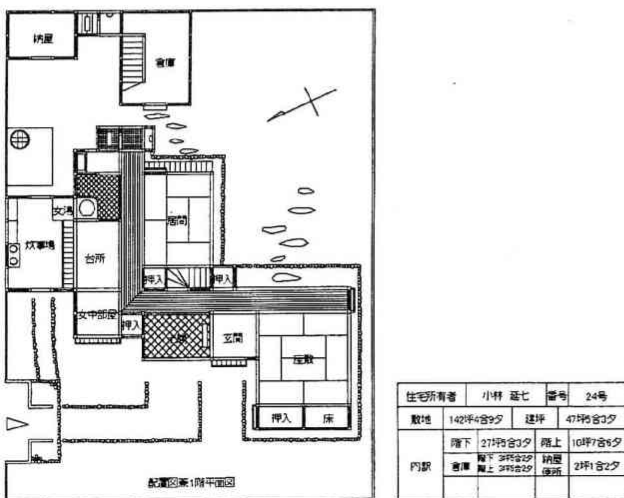
中央配置型は一般的な主屋配置形態で、通常南を広く開けるため、敷地によって北・東・西などに寄せて建てている。

② 主屋の厨房(炊事場)外壁が道路に接するもの(厨房街路直面型とする)(図一5)

主屋内の厨房または炊事場と呼ばれており、通常土間としている。平面図ではカマド・流し・調理台などが一列に並んでいる。ここには勝手口も開いており、門からは玄関とは別のアプローチが設けられることが多い。この厨房のカマド・流し・調理台の並ぶ窓と持つ外壁が、道路に直面して設けられているものである。



図一4 中央配置型屋敷



図一5 街路直面型屋敷

この厨房街路直面型は第I期には1件しかないが、第II期に9件、第III期に5件と増加し計15件、全52件の約3割になる。(表一4)

このうち二方道路の敷地8件では必ず厨房街路直面型としていることから、道路側から見て門・塀の連続する活気のない町ではなく、人の気配の感じられる厨房道路直面屋敷を所々に配し、町らしさを創造することを考慮した住宅地計画によるものであろう。

また厨房と門の位置関係は、一方道路の敷地では街路に開く門と同じ側に厨房外壁・窓を面し、二方道路では門とは異なる側の道路に直面させている場合が多い。

整理番号	土蔵の方位						土蔵・主屋の接続	
	東面	西面	北面	北東角	北西角	南東角		南西角
1				○			独立型	
2			○				独立型	
3					○		独立型	
4					○		独立型	
5						○	独立型	
12					○		独立型	
6				○			廊下接続型	
7				○			廊下接続型	
8	○						廊下接続型	
9	○						独立型	
10					○		独立型	
11					○		独立型	
13		○					独立型	
14				○			独立型	
15		○					独立型	
16	○						独立型	
17	○						独立型	
18					○		独立型	
19				○			独立型	
20						○	独立型	
21		○					独立型	
22		○					独立型	
23				○			独立型	
24				○			独立型	
25		○					独立型	
26						○	独立型	
27					○		独立型	
28				○			独立型	
29		○					独立型	
30							独立型	
32						○	独立型	
31				○			独立型	
33					○		独立型	
34					○		独立型	
35				○			独立型	
36	○						接続型	
37				○			廊下接続型	
38				○			廊下接続型	
39				○			廊下接続型	
40						○	接続型	
41					○		廊下接続型	
42		○					接続型	
43								
44								
45					○		独立型	
46	○						廊下接続型	
47								
48					○		独立型	
49					○		独立型	
50								
51								
52				○			独立型	
合計	6棟	7棟	1棟	14棟	14棟	3棟	1棟	46棟

表一5 土蔵の方位と主屋との接続

屋敷内構成建物は、主屋のほかに倉庫・下便所・納屋などを持つが、倉庫は土蔵であることは立面図でも確かめられる。

土蔵は大阪町家居住の富裕層を対象とした別荘風住宅を目指したためであろう。屋敷内の土蔵は独立して建てられるものと、主屋より廊下で繋ぐものがある。位置については方位を考慮したことも考えられるが、東北角・西北角（乾）に建つものが多い。また街路側からの体裁も意識してか、I期・II期では方位とは別に街路面（正門のある側）に土蔵を建てる例も多く存在する。（表一5）

5. 小結

以上、浜寺住宅地については開発時のアルバムなどから開発進行状況が明らかになるとともに、分譲初期の住宅についてもその形態を確認することができた。さらに、浜寺住宅地の現状調査に浜寺土地（株）の分譲時の52件の図面を分析することにより、次のような特徴を持つことが確かめられた。

第一に街路配置・街区寸法を一定しないことにより、街区・宅地の面積・形状ともに多様なものとしている。門の向きについても一定せず、これらが総合的に別荘風住宅地として落ち着いたある自由な空間を生み出している。

第二に住宅地に宅地分譲・建売分譲を混在させているが、浜寺土地（株）による建売分譲住宅の平面も同一のものは全くない。屋敷は塀・門で囲われ、主屋のほかに土蔵を用意している。土蔵の位置も一定せず、屋敷により異なるが、東北角、西北角に建てられているものが多い。大正8年より昭和13年にいたる間に、順次の建築販売により、時期的傾向の変化が見られる。

第三に厨房街路直面型の屋敷が存在する。それは、街路に主屋の厨房部外壁・窓を街路に直面・開放させるもので、門・塀の続く屋敷町に対して、人の気配を感じさせる配慮と考えられる。

¹ 吉田高子「池田新市街（室町）分譲住宅地と住宅について—近代中産階級住宅の成立に関する研究」近畿大学理工学部研究報告 第25号 平成元年9月

² 多治見左近 三浦要一「堺浜寺地区の郊外型住宅地形成」日本建築学会計画系論文報告集 第436号 1992年6月

³ 吉田高子・林大祐「浜寺土地株式会社建設による郊外住宅について」近畿大学理工学部研究報告 第37号 平成13年9月

⁴ 平成4年の調査資料（前田拓也 卒業研究論文）によるもので、撮影資料であるため不鮮明・不十分な箇所もあるが、現在では得がたい資料であるためこれによる。

⁵ 浜寺住宅地では、坂之上家住宅（大正10年頃洋館・昭和9年離れ座敷など）と近江岸家住宅（昭和10年「オリス」設計）の2件の登録文化財指定住宅がある。

⁶ 『創立60周年記念 濱寺幼稚園 1980』

⁷ 『南海鉄道発達史』南海鉄道株式会社 昭和13年9月

⁸ 平成10年9月、登録文化財の指定を受けている。

⁹ 片岡安は当時31才で、日本銀行技師から転じ、辰野・片岡建築事務所を開設している。（『日本建築協会80年史』1999年）

¹⁰ 明治30年日本銀行大阪支店長、明治36年大阪瓦斯社長に就任。片岡安は、日銀大阪支店建設工事中、片岡直輝に認められ、明治32年片岡直輝の弟・直温の娘婿となる。

¹¹ 『南海鉄道発達史』南海鉄道株式会社 昭和13年9月

¹² 坂本勝比古氏によると、片岡安は大正4年には伏見桃山の山麓に再び居を移している。（『日本建築協会80年史』1999年）

¹³ 明治期とする「濱寺公園古図」（『創立60周年記念 濱寺幼稚園 1980』所収）にもその様子を読み取ることができる。

¹⁴ 当地域は、大鳥郡浜寺村（明治22年）・泉北郡浜寺村（明治29年）・泉北郡浜寺町（大正3年）・堺市浜寺昭和町（昭和18年～）となる。

¹⁵ 注2に同じ

¹⁶ 注2の21)

¹⁷ 注2

¹⁸ 「浜寺町誌」附図 昭和14年12月

¹⁹ 明治17年測量1/20000 仮製地形図

²⁰ 1間を6尺5寸とする。現存住宅の実測寸法と当初図面記載寸法との照合による。

²¹ 浜寺土地（株）経営部に建築を嘱託した浜寺土地組合の住宅（第二区第一号・第二号）図面への付記に「一、庭園は生駒産の庭石を用い、泉石の配置極めて幽達であります」と記していることから証明できよう。